

民法の学び方



(ただし、年度によっては、開講学期(・科目名)が異なる場合や不開講科目が生じる場合がある。)

- ① 民法典は、「総則」「物権」「債権」「親族」「相続」という5編から成り立っている。本学でも、この編別の順序で講義する方式を採用している。
- ② もっとも、入学直後に、いきなり民法の本格的な解釈論を学ぶのは難しい。そこで、民法が扱う世界に慣れ親しんでもらうため、また、その後の講義の予備知識を身につけてもらうため、1回生の1・2学期に、「生活民法」という入門科目を設けている。
- ③ そのうえで、民法をより詳しく学びたい者は、1回生3学期以降に、民法典の編別に沿って本格的な解釈論を学ぶこととなる。具体的には、1回生で学ぶ「民法総則」では、民法全体に関わるルールが扱われる。2回生で学ぶ「物権法」「担保物権法」では、物を支配する権利である物権に関するルールが扱われる。また、「債権総論」では、人に行方を請求する権利である債権の一般ルールが扱われる。3回生では、債権編後半の「契約法」および「不法行為法」を学ぶ。前者では、他者と契約をした場合の法的効果に関するルールを学ぶ。後者では、交通事故や名誉毀損等、他者の権利利益を侵害してしまった場合の法的処理に関するルールを学ぶ。そのうえで、それまでに学んだ財産法領域の科目の知識を総動員しつつ、家族に関する法領域である「親族法」および「相続法」を学ぶ。
- ④ なお、民法の理解をさらに深めたい者には、民法担当教員による「演習 I (民事法)」(2回生1・2学期)及び「演習 II (民法)」(3・4回生)のほか、事例演習として「リーガルライティング演習入門 a」(2回生)及び「リーガルライティング演習 I」(3回生)が用意されている。